

事務局体制の強化・充実

【現行制度等】

(事務局体制の強化・充実)

議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員 (地方自治法第138条)	第百三十八条 都道府県の議会に事務局を置く。 ② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。 ③ 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。 ④ 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。 ⑤ 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。 ⑥ 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。 ⑦ 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。 ⑧ 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。
---	---

●議会事務局の機能

○地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（第28次地方制度調査会・平成17年12月9日）

第2 議会のあり方

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(2) 具体的方策

④ 議会の運営

イ 議会事務局の機能の充実

専門的能力を有する職員の養成・確保のための方策を検討するなど、議会事務局の補佐機能や専門性の充実を図るべきである。

○今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（第29次地方制度調査会・平成21年6月16日）

第3 議会制度のあり方

1 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

(3) 議会活動の透明性と議会事務局等

② 議会事務局等

地方公共団体の自主的な政策立案の範囲が拡大するとともに、その処理する事務も複雑化・高度化してきていることから、議会の政策形成機能や監視機能を補佐する体制が一層重要となる。政策立案や法制的な検討、調査等に優れた能力を有する事務局職員の育成や、議会図書室における文献・資料の充実など議会の担う機能を補佐・支援するための体制の整備・強化が図られるべきである。

●地方公務員の任期付採用制度

地方公共団体は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づき、条例で定めるところにより、任期付職員の採用を行うことができる。

区分	要件	採用方法	任期
1 任期付職員 (専門的知識等)	① 高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要 ② 専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要	選考	5年以内
2 任期付職員 (業務量との関連)	① 一定の期間内に業務終了が見込まれる場合 ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合	競争試験又は選考	3年以内 (特に必要な場合は5年以内)
3 任期付短時間勤務職員	① 2の①②の場合 ② 住民に対するサービスの提供体制の充実 ③ 部分休業を取得する職員の業務の代替	同上	同上

(総務省資料(総務省HP)をもとに作成)

●機関等の共同設置

機関等の共同設置 (地方自治法第252条の7)	(機関等の共同設置) 第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、 <u>第百三十八条第一項若しくは第二項に規定する</u>
----------------------------	---

※下線部筆者	<u>事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という。）</u>、第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第百五十六条第一項に規定する行政機関、第百五十八条第一項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「委員会事務局」という。）<u>、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員</u>又は第百七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。 2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。
議会事務局等の共同設置に関する準用規定 （地方自治法第252条の13）	（機関の共同設置に関する規約） 第二百五十二条の八 （略） （共同設置する機関の委員等の選任及び身分取扱い） 第二百五十二条の九 （略） （共同設置する機関の委員等の解職請求） 第二百五十二条の十 （略） （共同設置する機関の補助職員等） 第二百五十二条の十一 （略） （共同設置する機関に対する法令の適用） 第二百五十二条の十二 （略） （議会事務局等の共同設置に関する準用規定） 第二百五十二条の十三 第二百五十二条の八から前条までの規定は、政令の定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による議会事務局、行政機関、内部組織、委員会事務局、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置について準用する。

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による地方自治法の改正により、

共同設置することができる機関等の範囲が拡大され、「議会事務局」、「議会事務局の内部組織」、「議会の事務を補助する職員」が加えられた。

●市（指定都市を除く。）の議会事務局の職員数の推移

（単位：人）

H18	H19	H20	H21	H22
5,893 (7.7)	5,709 (7.5)	5,617 (7.3)	5,512 (7.2)	5,476 (7.1)

備考

- 1 各欄上段の計数は、「地方公共団体定員管理調査結果」（総務省HP）の「議会」部門に計上されている計数である。（各年4月1日現在）
- 2 各欄下段の括弧内の計数は、平均数である。

●議会基本条例に見る議会事務局に関する規定

所沢市議会基本条例 (議会事務局) 第18条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の提供に努めるものとする。 2 議会、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。
会津若松市議会基本条例 (議会事務局) 第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。
流山市議会基本条例 (議会事務局の体制整備) 第20条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。 2 議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。
四万十町議会基本条例 (議会事務局の体制整備) 第18条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。 2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を、任期を定めて議会事務局職員として採用

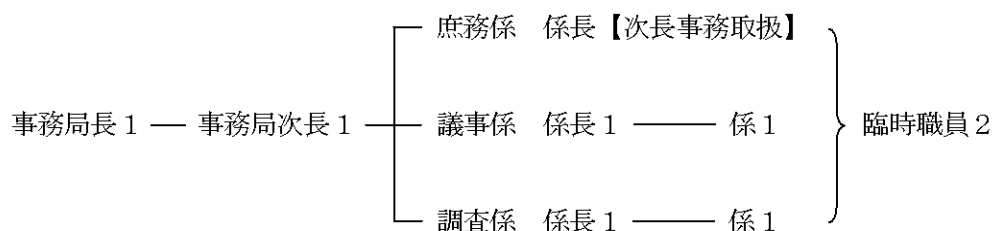
する等、議会事務局体制の充実を図ることができる。なお、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

【伊勢市議会の状況】

●伊勢市議会事務局の組織・職員

正規職員：現員数 6人（条例定数 9人）

臨時職員：現員数 2人



伊勢市議会事務局設置条例施行規則

（係の設置）

第2条 事務局に庶務係、議事係及び調査係を置く。

（事務分掌）

第3条 前条に規定する係の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 儀式及び交際に関する事項
- (2) 議員の身分及び履歴に関する事項
- (3) 議員の議員報酬、費用弁償、福利厚生等に関する事項
- (4) 職員の人事、服務、給与、福利厚生等に関する事項
- (5) 議会の予算及び決算に関する事項
- (6) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事項
- (7) 公印に関する事項
- (8) 備品及び消耗品の管理に関する事項
- (9) 条例、規則その他の規程の制定及び改廃に関する事項
- (10) 議会の所管に係る情報公開及び個人情報の保護に関する事項
- (11) 事務局の庶務に関する事項

議事係

- (1) 議会の会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等の議事に関する事項
- (2) 議案、請願書、陳情書及び意見書に関する事項
- (3) 会議録その他各種会議の記録に関する事項
- (4) 議決事項の処理に関する事項
- (5) 傍聴に関する事項

調査係

- (1) 市政に関する調査及び研究に関する事項
- (2) 各種資料の収集及び作成並びに統計に関する事項
- (3) 議会図書室に関する事項
- (4) 議会先例に関する事項
- (5) 議会史に関する事項
- (6) 議会の広報に関する事項
- (7) 行政視察の受入れ等に関する事項